

川崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行う事業を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、川崎町補助金の交付に関する条例施行規則（平成7年規則第8－1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 事業開始日から事業終了日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

(助成対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 下記により算出した世帯の所得が340万円未満であるもの。

(世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、平成27年1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする。
ただし、下記（ア）（イ）の場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

- （ア） 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合
最後に離職又は転職した月の次の月における夫婦の所得の合算に12を乗じた金額
- （イ） 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合
所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

- (2) 対象となる住居が川崎町内にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (5) 交付対象者及びその世帯の構成員に、町税及び住宅使用料等の滞納がないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり24万円を上限とする。

- 2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 助成期間は、助成金の交付を初めて申請した日から平成30年3月30日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- (3) 物件の売買契約書（住居費における購入の場合）

- (4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書（引越費用）
- (7) 婚姻が確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、川崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第3項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに川崎町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、川崎町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 助成対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに川崎町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第9条 助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

川崎町長

住 所
氏 名
電話番号
印

川崎町結婚新生活支援補助金交付申請書

川崎町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × カ月 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (E)	円
	合計 (A + D + E)	円	
3 助成期間 ※今回助成を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分	
4 公的制度による家賃補助		私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。	
5 添付書類		☐ 所得証明書 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 売買契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ 婚姻が確認できる書類 ☐ その他（ ）	

年 月 日

川崎町長

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号
印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。(2) 支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

年
月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

川崎町長 印

川崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 番 号で申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり
交付することに決定されたので、通知する。

金 千円

年 月 日

川崎町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

川崎町長

住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × カ月 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (E)	円
	合計 (A + D + E)	円	
その他の変更			
2 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付してください。	☐ 所得証明書 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 売買契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 引越費用に係る領収書 ☐ 婚姻が確認できる書類 ☐ その他（ ）		

年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

川崎町長 印

川崎町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 番 号で変更交付申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

金 千円

年 月 日

川崎町長

住 所
氏 名
電話番号

印

川崎町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額の確定のあった、川崎町結婚新生活支援補助金について、
下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

【助成金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【助成金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。